

長崎県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下、「特定実施計画」という。）の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「省令」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）および長崎県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の認定等

1 申請要件

申請者になることができる者の要件は、以下の通りとする。ただし、県内の農林水産業に十分寄与している等特別の事情を知事が認める場合は、この限りではない。

- (1) 農林水産業を営営する個人又は法人等であること。
- (2) 原則として、個人の場合は居住する住所、法人の場合は主たる事務所の所在地が県内にあること。

2 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとし、実施期間は、実施計画の開始月からその5年後にあたる月が属する年度の年度末までとする。

- (1) 農林水産業者が行う事業活動であること
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う法第2条第4項各号のいずれかに掲げる事業活動であること
 - ① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動（同項第1号）
 - ② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（同項第2号）
 - ③ 省令で定める事業活動（同項第3号）
- (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

3 認定申請

- (1) 申請者は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書（別記様式第1号）及び環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（別記様式第2号）を作成し、原則として居住する（法人の場合は主たる事務所が所在する）市町へ提出する。
- (2) 実施計画の提出を受けた市町の長は、内容を確認し、記載内容等に不備がないと認められた場合には、振興局を通じて、県知事に提出する。
- (3) 実施計画は、農林漁業者が組織する団体（農業協同組合・生産部会・漁業協同組合・森林組合等）が作成して申請することができる。

4 認定基準

実施計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。なお、審査要領については、別途関係課室長が定める。

- (1) 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。
また、目標が実現可能なものであること。
- (2) 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 経営規模を表す指標（経営面積、販売額等）の概ね2分の1以上を占める生産活動において環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- (4) 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (5) 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- (6) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (7) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて

環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。

- (8) 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (9) 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

5 審査及び認定

- (1) 審査は関係課室が審査要領を作成し、それに基づき行うものとする。
- (2) 知事は、実施計画の内容が適正と認めた場合には、提出された実施計画を認定し、申請者に対し、市町を通じて認定通知書（別記様式第6号）及び認定証を交付する。
- (3) 知事は、実施計画の認定を行うことが適当でないと認めた場合には、申請者に対し、市町を通じて不認定通知書（別記様式第9号）を交付する。

6 実施計画の変更

- (1) 法第20条第1項の規定に基づき認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が当該認定に係る実施計画（以下、「認定計画」という。）を変更しようとするときは、事実発生後遅滞なく変更申請書（別記様式第10号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、省令第9条または第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書（別記様式第11号）、その他必要な書類を添付するものとする。
- (2) 法20条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは事実発生後遅滞なく（特定）環境負荷低減事業活動計画の軽微な変更に係る届出書（別記様式第12号）により、知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - イ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
 - ウ イに掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- (3) 認定計画の変更の手続きについては、第2の3及び5の手続を準用する。

7 実施状況の報告

- (1) 知事は、認定者に対し、認定計画の実施状況について調査を行うことができ、必

要に応じて報告を求めることができる。

- (2) 報告を求められた認定者は、(特定)環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書(別記様式第13号)により知事に提出するものとする。
- (3) 実施状況の報告についても、第2の3の手続を準用する。

8 認定の取消し

- (1) 知事は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるとき又は認定の趣旨にそぐわない取組及び行動を行ったと認められるときは、法第20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。
- (2) 認定者は、自己の都合により農林漁業経営または認定を受けた品目の栽培を中止した等の場合は、事実の発生した日から30日以内に認定辞退届(別記様式第14号)を提出することとし、知事の受理をもって認定を取り消すものとする。なお、認定を受けた者が、認定辞退届を提出できない場合は、代理の者が提出することとする。
- (3) 認定を取り消したときは、別記様式第15号により市町を通じて通知する。

9 実施計画の更新

- (1) 認定期間満了後の計画の実施期間の更新については、第2の2及び3に準じて行うものとし環境負荷低減事業活動の実施に関する計画更新に係る認定申請書(別記様式第16号)及び更新後の実施計画を提出する。
- (2) 更新申請は、認定最終年度内に行うものとする。期間内に更新申請をしなかった場合で継続して認定を受けたい場合は、新規申請とする。

第3 特定実施計画の認定等

1 申請要件

申請者になることができる者の要件は、特定区域内で農林水産業を営む団体又は個人若しくは法人であることとする。ただし、県内の農林水産業に十分寄与している等特別の事情を知事が認める場合は、この限りではない。

2 特定実施計画

特定実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は第2の2の規定によるものとする。

3 認定申請

- (1) 申請者は、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書(別記様式第3号)及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(別記様式第4

- 号)を作成し、事業活動を実施する特定区域が設定された市町へ提出する。
- (2) 特定実施計画の提出を受けた市町の長は、内容を確認し、別記様式第5号により意見を付したうえで、振興局を通じて、県知事に提出する。

4 認定基準

特定実施計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。なお、審査要領については、別途関係課室長が定める。

- (1) 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。
- また、目標が実現可能なものであること。
- (2) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組とみとめられること。
- (4) 経営規模を表す指標（経営面積、販売額等）の概ね2分の1以上を占める生産活動において特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- (5) 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (6) 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- (7) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (8) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- (9) 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (10) 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

5 審査及び認定

- (1) 審査は関係課室が審査要領を作成し、それに基づき行うものとする。
- (2) 知事は、特定実施計画の認定を行おうとするときは、法第21条の規定に基づき関係機関へ意見照会を行うものとする。（但し、法第21条第16項の規定による場合を除く。）
- (3) 知事は、特定実施計画の内容が適正と認めた場合には、提出された特定実施計画を認定し、申請者に対し、市町を通じて認定通知書（別記様式第7号）及び認定証を交付するとともに、関係市町村長に対し別記様式第8号により通知する。
- (4) 知事は、特定実施計画の認定を行うことが適当でないと認めた場合には、申請者に対し、市町を通じて不認定通知書（別記様式第9号）を交付する。

6 特定実施計画の変更

- (1) 法第22条第1項の規定に基づき認定を受けた者（以下、「特定認定者」という。）が当該認定に係る特定実施計画（以下、「特定認定計画」という。）を変更しようとするときは、事実発生後遅滞なく変更申請書（別記様式第10号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、省令第9条または第14条の規定に基づき、変更後の特定実施計画及び変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書（別記様式第11号）、その他必要な書類を添付するものとする。
- (2) 法第22条第2項の規定に基づき、特定認定者が特定認定計画の軽微な変更をしようとするときは事実発生後遅滞なく（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書（別記様式第12号）により、知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。
 - ア 名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - イ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
 - ウ イに掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の特定実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- (3) 特定認定計画の変更の手続きについては、第3の3及び5の手続を準用する。

7 実施状況の報告

実施状況の報告については、第2の7の手続を準用する。

8 認定の取消し

認定の取り消しの手続きについては、第2の8の手続を準用する。

9 特定実施計画の更新

- (1) 認定期間満了後の計画の実施期間の更新については、第3の2及び3に準じて行うものとし特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画更新に係る認定申請書（別記様式第17号）及び更新後の特定実施計画を提出する。
- (2) 更新申請は、認定最終年度内に行うものとする。期間内に更新申請をしなかった場合で継続して認定を受けたい場合は、新規申請とする。

第4 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月23日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年7月24日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年5月22日から実施する。